

薬生発 0530 第 2 号  
令和元年 5 月 30 日

日本一般用医薬品連合会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県知事宛てに通知しましたので、貴会会員への周知をお願いいたします。

別添



薬生発 0530 第 1 号  
令和元年 5 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件」(令和元年厚生労働省告示第 20 号) が別添のとおり告示され、令和元年 6 月 1 日から適用されることとなつたため、貴管下関係業者に対して周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の配慮をお願いいたします。

### 記

#### 1 告示の趣旨及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 11 号)第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき都道府県知事が製造販売の承認を行う医薬品のうち、ビタミン主薬製剤及び胃腸薬について、次のとおり改正したこと。

- (1) ビタミン主薬製剤の效能及び効果の表現を改める。
- (2) ビタミン主薬製剤の有効成分としてメコバラミン、ヘプロニカート、コウジン、トヴキ及びボウイを加える。
- (3) 胃腸薬の有効成分クレオソートの名称及び分類を改める。
- (4) その他有効成分名等について、日本薬局方の改正等に伴い所要の規定の整備を行う。

#### 2 留意事項

今回の改正を踏まえたビタミン主薬製剤及び胃腸薬の承認申請の取扱い上の留意点等については、別途通知する。

○厚生労働省告示第二十号

医薬品、醫療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、医薬品、醫療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等（昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号）の一部を次のように改正し、令和元年六月一日から適用する。

令和元年五月三十日  
本則を次の表のよう改正する。

改 正 後

厚生労働大臣 根本 匠

## ビタミン主薬製剤

ビタミンの有効性が期待される症状又はその補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、錠剤ゼリー状ドロップ剤（有効成分にベクチン、白糖などを加え、ゼリー状の一定の形状に製したもので、口中でそしやくして用いる製剤をいう）又は経口液剤の剤形のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く。）をいう。  
（略）

## 2 有効成分の配合割合

(1) (2) (略)  
(3) 別表第九のI、IX又はXのQ項、S項若しくはW項に掲げる有効成分の配合は、各項は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(4) (5) (略)  
(6) 別表第九のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(3)において「ビタミンD主薬製剤」という。）には、同表のIのB項、IVからVIIまで、IX、XのP項からU項まで、W項若しくはX項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(7) 別表第九のIIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(4)において「ビタミンE主薬製剤」という。）には、同表のI、II、VのG項、VIIのK項若しくはW項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(8) 別表第九のIVに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(5)において「ビタミンB<sub>1</sub>主薬製剤」という。）には、同表のI、II、VII、IXのO項、XのR項からT項まで、V項若しくはW項又はXIのZ項からAC項までに掲げる有効成分を配合してはならない。

## ビタミン主薬製剤

ビタミンの有効性が期待される症状又はその補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、錠剤ゼリー状ドロップ剤（有効成分にベクチン、白糖などを加え、ゼリー状の一定の形状に製したもので、口中でそしやくして用いる製剤をいう）又は内用液剤の剤形のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの及び徐放性製剤を除く。）をいう。

## 2 有効成分の配合割合

(1) (2) (略)  
(3) 別表第九のI、IX又はXのR項若しくはV項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(4) (5) (略)  
(6) 別表第九のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(3)において「ビタミンC主薬製剤」という。）には、同表のI、II、XのP項からR項まで、V項若しくはX項又はXIのY項、Z項若しくはAB項からAD項までに掲げる有効成分を配合してはならない。

(7) 別表第九のIIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(4)において「ビタミンE主薬製剤」という。）には、同表のIからIVまで、V、VIのG項、VIIのH項、VIIIのI項、VIIのJ項、VIIIのK項若しくはXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(8) 別表第九のIVに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(5)において「ビタミンB<sub>1</sub>主薬製剤」という。）には、同表のI、II、VII、IXのN項若しくはW項に掲げる有効成分を配合してはならない。

項、IXのO項、XのP項、S項、T項、V項若しくはW項又はXIのZ項に掲げる有効成分を

はAD項に掲げる有効成分を配合してはならない。

項、XのO項、R項、S項、U項若しくはV項又はXIのZ項に掲げる有効成分を

は配合してはならない。

(8) 別表第九のIVに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(5)において「ビタミンB<sub>1</sub>主薬製剤」という。）には、同表のI、II、VII、IXのN項、XのR項からT項まで、V項若しくはW項又はXIのZ項からAC項までに掲げる有効成分を配合してはならない。

(9) 別表第九のVに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(6)において「ビタミンB<sub>2</sub>主薬製剤」という。）には、同表のIからIIIまで、VII、XのP項、Q項、V項若しくはX項又はXIのY項、Z項若しくはAB項からAD項までに掲げる有効成分を配合してはならない。

(10) 別表第九のVに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(7)において「ビタミンB<sub>3</sub>主薬製剤」という。）には、同表のI、II、XのP項からR項まで、V項若しくはX項又はXIのY項、Z項若しくはAB項からAD項までに掲げる有効成分を配合してはならない。

(11) 別表第九のVIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(8)において「ビタミンB<sub>5</sub>主薬製剤」という。）には、同表のI、II、XのO項からQ項まで、U項若しくはW項又はXIのX項若しくはY項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(12) 別表第九のVIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（4の(9)において「ビタミンB<sub>6</sub>主薬製剤」という。）には、同表のI、II、IV、VII、XのO項からQ項まで、T項、U項若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(13) 別表第九のIのA項及びIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4の(10)において「ビタミンC主薬製剤」という。）には、同表のI、II、IV、VII、XのO項からQ項まで、T項、U項若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(14) 別表第九のIのA項及びIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4の(11)において「ビタミンA D主薬製剤」という。）には、同表のIのB項、VからVIIまで、IX、XのP項からU項まで、V項若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(15) 別表第九のIのA項及びIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4の(12)において「ビタミンA D主薬製剤」という。）には、同表のIのB項、VからVIIまで、IX、XのP項からU項まで、V項若しくはW項又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(16) 別表第九のIのA項及びIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4の(13)において「ビタミンB<sub>2</sub>主薬製剤」という。）には、同表のIからIVまで、V、VIのG項、VIIのH項、VIIIのI項、VIIのJ項、VIIIのK項若しくはXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(17) 別表第九のIのA項及びIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4の(14)において「ビタミンB<sub>3</sub>主薬製剤」という。）には、同表のIからIVまで、V、VIのG項、VIIのH項、VIIIのI項、VIIのJ項、VIIIのK項若しくはXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(18) 別表第九のIのA項及びIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4の(15)において「ビタミンB<sub>5</sub>主薬製剤」という。）には、同表のIからIVまで、V、VIのG項、VIIのH項、VIIIのI項、VIIのJ項、VIIIのK項若しくはXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(19) 別表第九のIのA項及びIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの（4の(16)において「ビタミンB<sub>6</sub>主薬製剤」という。）には、同表のIからIVまで、V、VIのG項、VIIのH項、VIIIのI項、VIIのJ項、VIIIのK項若しくはXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(14) XのP項からR項まで、U項、V項若しくはX項又はXIのY項、Z項若しくはA項からD項までに掲げる有効成分を配合してはならない。

(15) 別表第九のIII及びVIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4)において「ビタミンEC主薬製剤」という。には、同表のI、II、IV、VのG項、VII、IXのO項、XのP項、Q項若しくはS項からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(16) 別表第九のIV、VI及びVIIのJ項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するものは、同表のI、II、V、VII、IXのO項、XのP項、R項からT項まで若しくはV項からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(17) 別表第九のXIのZ項及びAB項に掲げる有効成分は、互いに配合してはならない。

(18) 別表第九のIVのF項のフルスルチアミン塩並びにVI及びVIIのK項に掲げる有効成分を必須の成分として配合するものには、同表のI、II、V、VII、IXのO項、XのP項、R項からT項まで若しくはV項からX項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(19) 別表第九のIV、VI及びVIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(1)において「ビタミンB<sub>1</sub>B<sub>6</sub>主薬製剤」という。には、同表のI、II、V、VII、IXのN項、XのO項からS項まで若しくはU項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(20) 別表第九のIV、VI及びVIIに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの(4)において「ビタミンB<sub>1</sub>B<sub>6</sub>主薬製剤」という。には、同表のI、II、V、VII、IXのN項、XのO項からS項まで若しくはU項からW項まで又はXIに掲げる有効成分を配合してはならない。

(新設)

(1) 別表第九のIのA項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するものの効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。  
ア 目の乾燥の緩和  
イ 夜盲症(とり目、暗所での見えにくい)。

(2) 別表第九のIのB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するものの効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。  
ア 目の乾燥の緩和  
イ 夜盲症(とり目、暗所での見えにくい)。

(3) (略)

(4) ビタミンE主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアからウまでについては、「ただし、これらの症状について、「ただし、これでも改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。  
ア (略)  
イ 更年期における肩・首すじのこり、冷え、手足のしびれ又はのぼせ、ほてりの緩和

(5) (略)

(6) 別表第九のXのU項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

(7) 別表第九のVIIのK項に掲げる有効成分を必須の有効成分として配合するものに同表のIVのF項のフルスルチアミン塩を配合する場合、一日分量は100mgとする。

(新設)

(1) 別表第九のIのA項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するものの効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。  
ア 目の乾燥感の緩和  
イ 夜盲症(とり目)。

(2) 別表第九のIのB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するものの効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。  
ア 目の乾燥感の緩和  
イ 夜盲症(とり目)。

(3) (略)

(4) ビタミンE主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアからウまでについては、「ただし、これらの症状について、「ただし、これでも改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。  
ア (略)  
イ 更年期における肩・首すじのこり、冷え、手足のしびれ又はのぼせ、ほてりの緩和

(5) (略)

(6) 別表第九のXのU項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

(7) 別表第九のVIIのK項に掲げる有効成分を必須の有効成分として配合するものに同表のIVのF項のフルスルチアミン塩を配合する場合、一日分量は100mgとする。

(新設)

(1) 別表第九のIのA項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するものの効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。  
ア 目の乾燥感の緩和  
イ 夜盲症(とり目)。

(2) 別表第九のIのB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するものの効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。  
ア 目の乾燥感の緩和  
イ 夜盲症(とり目)。

(3) (略)

(4) ビタミンE主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアからウまでについては、「ただし、これらの症状について、「ただし、これでも改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。  
ア (略)  
イ 更年期における肩・首すじのこり、冷え、手足のしびれ又はのぼせの緩和

(5) (略)

(5) ピタミンB<sub>1</sub>、主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであり、ヘブロニカートを配合する場合における次のウについては、「妊娠・授乳期又は病中病後の体力低下時」を「又は病中病後の体力低下時」と読み替えたものであること。

(6) ア 神経痛・筋肉痛・関節痛(肩・腰・肘・膝痛、肩こり、五十肩など)、手足のしびれ、便秘又は眼精疲労(慢性疲労)は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ウ 肉体疲労時、妊娠・授乳期又は病中の体力低下時のビタミンB<sub>1</sub>の補給ビタミンB<sub>2</sub>、主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらが赤ら顔に伴う顔のほてり、目の充血又は目の奥の痛み」の緩和

イ (略)

ア 口角炎(唇の両端の腫れ・ひび割れ)、口腫炎(唇の腫れ・ひび割れ)、口内炎、舌の炎症、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ、赤ら顔に伴う顔のほてり、目の充血又は目の奥の痛みの緩和

イ (略)

(7) ビタミンB<sub>6</sub>、主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎(唇の両端の腫れ・ひび割れ)、口腫炎(唇の腫れ・ひび割れ)、口内炎、舌の炎症、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび・吹き出物、肌あれ、赤ら顔に伴う顔のほてり、目の充血又は手足のしびれの緩和

(5) ビタミンB<sub>1</sub>生薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらは、症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものであること。

ア 神經痛、筋肉痛・関節痛(腰痛、肩こり、五十肩など)、手足のしびれ、便秘又は眼精疲労の緩和

イ (略)

ウ 内体疲労時、妊娠・授乳期又は病中の病後の体力低下時のビタミンB<sub>1</sub>の補給

(6) ビタミンB<sub>2</sub>生薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび、肌あれ、赤鼻、目の充血又は目のかゆみの緩和

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、たれ、にきび、肌あれ又は手足のしびれの緩和

(7) ビタミンB<sub>6</sub>主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものであること。

(8) ビタミンC主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては「ただし、これららの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師、薬剤師又は歯科医師に相談すること」と付したものである。

ア (略)

イ 歯ぐきからの出血又は鼻血の場合の出血予防

ウ (略)

(9) ビタミンAD主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。

ア 目の乾燥の緩和

イ (略)

ウ 夜盲症（とり目、暗所での見えにくさ）

エ・オ (略)

(10) ビタミンB<sub>6</sub>主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては「ただし、これららの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものであること。

ア 口角炎（唇の両端の腫れ、ひび割れ）、口唇炎（唇の腫れ、ひび割れ）、口内炎、舌の炎症、湿疹、皮膚炎、かぶれ、ただれ、にきび・吹き出物又は肌あれの緩和

イ (略)

(11) ビタミンE C主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアからウまでについて、「ただし、これららの症状について、一箇月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師、薬剤師又は歯科医師に相談すること」と付したものである。

(8) ビタミンC主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のア及びイについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師、薬剤師又は歯科医師に相談すること。」と付したものであること。

ア (略)

イ 齒ぐきからの出血又は鼻出血の場合の出血予防

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

(9) ビタミンA,D主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。

ア 目の乾燥感の緩和

イ (略)

ウ 夜盲症(とり目)

エ (略)

オ (略)

(10) ビタミンB<sub>2</sub>主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること。」と付したものであること。

ア 口角炎、口唇炎、口内炎、舌炎、湿疹、皮膚炎、かぶれ、ただれ、にきび又は肌あれの緩和

イ (略)

(11) ビタミンE,C主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアからウまでについては、「ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師、薬剤師又は歯科医師に相談すること。」と付したものであること。

ウ 齒ぐきからの出血又は鼻出血の場合

出血予防

別表第九のIV、VI及びVに掲げる有効成分を必須の成分として配合するもの

効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。

ただし、次のアについては「ただし、これら

の症状について、一箇月ほど使用し

ても改善がみられない場合は、医師又は

薬剤師に相談すること」と付したもので

あり、ヘプロニカートを配合する場合に

おける次のイについては、「妊娠・授乳

期又は病中病後の体力低下時」を「又は

病中病後の体力低下時」と読み替えたものであること。

ア 神経痛、筋肉痛・関節痛(肩・腰・

肘・膝痛、肩こり、五十肩など)、手

足のしびれ又は眼精疲労(慢性的な目

の疲れ及びそれに伴う目のかすみ・目

の奥の痛み)の緩和

### 胃腸薬

イ 内体疲労時、妊娠・授乳期又は病中

病後の体力低下時のビタミンB<sub>1</sub>B<sub>6</sub>B<sub>12</sub>の

補給

### 胃腸薬

ア 神経痛、筋肉痛・関節痛(腰痛、肩

こり、五十肩など)、手足のしびれ又

は眼精疲労の緩和

### 胃腸薬

イ 内体疲労時、妊娠・授乳期又は病中

病後の体力低下時のビタミンB<sub>1</sub>B<sub>6</sub>B<sub>12</sub>の

補給

### 1 有効成分の配合割合

(略)

(1) 別表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのQ項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(2) 別表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのN項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(3) (略)

### 2 有効成分の配合割合

(略)

(1) 別表第十五のVのU項に掲げる有効成分を配合するものには、同表のVIのR項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(2) 別表第十五のVのU項に掲げる有効成分を配合するものには、同表のVIのR項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(3) (略)

ウ 齒ぐきからの出血又は鼻出血の場合

出血予防

別表第九のIV、VI及びVに掲げる有効成分を主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、これらの症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものである。

ア ビタミンB<sub>1</sub>B<sub>6</sub>B<sub>12</sub>主薬製剤の効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。ただし、次のアについては「ただし、これら

の症状について、一ヶ月ほど使用しても改善がみられない場合は、医師又は薬剤師に相談すること」と付したものである。

イ (略)

(4) 別表第十五のIIのD項又はG項に掲げる有効成分を配合するものには、同表のVIのR項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(5) (略)

(6) 別表第十五のVIのO項又はVのR項若しくはV項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(7) (略)

(8) 別表第十五のVのU項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

ウ (略)

(4) 別表第十五のIIのD項又はG項に掲げる有効成分を配合するものには、同表のVIのO項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(5) (略)

(6) 別表第十五のVIのO項又はVのR項若しくはS項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(7) (略)

(8) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

ウ (略)

(4) 別表第十五のIIのD項又はG項に掲げる有効成分を配合するものには、同表のVIのO項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(5) (略)

(6) 別表第十五のVIのO項又はVのR項若しくはS項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(7) (略)

(8) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

ウ (略)

(4) 別表第十五のIIのD項又はG項に掲げる有効成分を配合するものには、同表のVIのO項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(5) (略)

(6) 別表第十五のVIのO項又はVのR項若しくはS項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

(7) (略)

(8) 別表第十五のVのR項に掲げる有効成分を配合するものには、カンゾウを配合してはならない。

ウ (略)

ウ 齒ぐきからの出血又は鼻出血の場合

出血予防

別表第九のIV、VI及びVに掲げる有効成分を配合するもの

効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。

ただし、次のアについては「ただし、これら

の症状について、一ヶ月ほど使用し

ても改善がみられない場合は、医師又は

薬剤師に相談すること」と付したもので

あり、ヘプロニカートを配合する場合に

おける次のイについては、「妊娠・授乳

期又は病中病後の体力低下時」を「又は

病中病後の体力低下時」と読み替えたものであること。

ア 神経痛、筋肉痛・関節痛(肩・腰・

肘・膝痛、肩こり、五十肩など)、手

足のしびれ又は眼精疲労(慢性的な目

の疲れ及びそれに伴う目のかすみ・目

の奥の痛み)の緩和

### 胃腸薬

ア 神経痛、筋肉痛・関節痛(腰痛、肩

こり、五十肩など)、手足のしびれ又

は眼精疲労の緩和

### 胃腸薬

イ 内体疲労時、妊娠・授乳期又は病中

病後の体力低下時のビタミンB<sub>1</sub>B<sub>6</sub>B<sub>12</sub>の

補給

### 1 有効成分の配合割合

(略)

(1) 別表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのQ項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(2) 別表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのN項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(3) (略)

### 2 有効成分の配合割合

(略)

(1) 別表第十五のVのU項に掲げる有効成分を配合するものには、同表のVIのR項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(2) 别表第十五のVのU項に掲げる有効成分を配合するものには、同表のVIのR項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(3) (略)

ウ 齒ぐきからの出血又は鼻出血の場合

出血予防

別表第九のIV、VI及びVに掲げる有効成分を配合するもの

効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。

ただし、次のアについては「ただし、これら

の症状について、一ヶ月ほど使用し

ても改善がみられない場合は、医師又は

薬剤師に相談すること」と付したもので

あり、ヘプロニカートを配合する場合に

おける次のイについては、「妊娠・授乳

期又は病中病後の体力低下時」を「又は

病中病後の体力低下時」と読み替えたものであること。

ア 神経痛、筋肉痛・関節痛(肩・腰・

肘・膝痛、肩こり、五十肩など)、手

足のしびれ又は眼精疲労(慢性的な目

の疲れ及びそれに伴う目のかすみ・目

の奥の痛み)の緩和

### 胃腸薬

ア 神経痛、筋肉痛・関節痛(腰痛、肩

こり、五十肩など)、手足のしびれ又

は眼精疲労の緩和

### 胃腸薬

イ 内体疲労時、妊娠・授乳期又は病中

病後の体力低下時のビタミンB<sub>1</sub>B<sub>6</sub>B<sub>12</sub>の

補給

### 1 有効成分の配合割合

(略)

(1) 別表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのQ項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(2) 别表第十五のIに掲げる有効成分を配合するものには、同表のIV又はVのN項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(3) (略)

### 2 有効成分の配合割合

(略)

(1) 別表第十五のVのU項に掲げる有効成分を配合するものには、同表のVIのR項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(2) 别表第十五のVのU項に掲げる有効成分を配合するものには、同表のVIのR項に掲げる有効成分を配合してはならない。

(3) (略)

ウ 齒ぐきからの出血又は鼻出血の場合

出血予防

別表第九のIV、VI及びVに掲げる有効成分を配合するもの

効能及び効果は、次に掲げる範囲とする。

ただし、次のアについては「ただし、これら

の症状について、一ヶ月ほど使用し

ても改善がみられない場合は、医師又は

薬剤師に相談すること」と付したもので

あり、ヘプロニカートを配合する場合に

おける次のイについては、「妊娠・授乳

期又は病中病後の体力低下時」を「又は

病中病後の体力低下時」と読み替えたものであること。

ア 神経痛、筋肉痛・関節痛(肩・腰・

肘・膝痛、肩こり、五十肩など)、手

足のしびれ又は眼精疲労(慢性的な目

の疲れ及びそれに伴う目のかすみ・目

の奥の痛み)の緩和

				別表第九		別表第九及び別表第十五を次のように改める。			
				区分		有効成分名			
				I A項	II B項	III C項	IV D項		
ビタミンA油	強肝油	コレカルシフェロール	コハク酸d-α-トコフェロール	エルゴカルシフェロール	肝油			量一日最大分	甲
レチノール酢酸エステル			コハク酸d-α-トコフェロール				四〇〇mg	L.U. L.U.	量一日最小分
デルノールバルミチン酸エス							四〇〇mg	L.U. L.U.	量一日最大分
トコフェロール	d-α-トコフェロール	トコフェロール	コハク酸d-α-トコフェロール	コハク酸d-α-トコフェロール			一〇〇mg	L.U. L.U.	乙
トコフェロール	d-α-トコフェロール	トコフェロール	コハク酸d-α-トコフェロール	コハク酸d-α-トコフェロール			一〇〇mg	L.U. L.U.	量一日最小分
デルカルシウム	トコフェロールコハク酸エス	トコフェロール	デルカルシウム	トコフェロール			一〇〇mg	L.U. L.U.	
トコフェロール酢酸エステル							一〇〇mg	L.U. L.U.	

(9) 別表第十五のVのN項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれが一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(10) 別表第十五のVのO項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれが一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

4 (1) (略)	(新設)
4 (7) (略)	

IX	VIII	VII	VI	V			
M項	L項	K項	J項	I項	H項	G項	E項
アスコルビン酸カルシウム	アスコルビン酸ナトリウム	メコバラミン	塩酸ヒドロキソコバラミン	ヒドロキソコバラミン	リボフラビン酸塩	オクトチアミン	チアミン塩化物塩酸塩
ニコチン酸アミド	ニコチン酸		塩酸ヒドロキソコバラミン	ヒドロキソコバラミン	リボフラビン	セトチアミン塩酸塩水和物	チアミン硫酸物
二〇〇mg mg mg	二〇〇mg mg mg	一五〇μg	一五〇μg μg μg	一五〇mg	六〇mg	一〇〇mg	三〇mg
五五〇mg mg mg	五五〇mg mg mg	一五〇〇μg	六〇〇μg μg μg	一〇mg	二mg	五mg	一mg
六〇mg mg	五五〇〇mg mg mg	六〇μg	六〇〇μg μg μg	五〇mg	二二mg	二二mg	二五mg
一二mg mg	五五〇〇mg mg mg	六〇μg	一一一μg μg μg	五mg	二mg	二mg	一mg

XI	X	N項											
項A B	項A A	Z項	Y項	X項	W項	U項	V項	T項	S項	R項	Q項	P項	O項
コウジン	ヨクイニン	ニンジン	加工ダイサン(オキソアミジン)	グルクロノラクトン グルクロン酸アミド コントリウムイチソン硫酸エステル	無水リン酸カルシウム水和物 リン酸水素カルシウム水和物 沈降炭酸カルシウム水和物	グリセロリン酸カルシウム グルコン酸カルシウム リノ酸カルシウム水和物	ガムマオリザノール オロチニ酸	レーシスティン塩酸塩水和物 L-システィン	ウルソデオキシコール酸 ヘブロニカート	イノシトールヘキサニコチン 酸エステル	アスパラギン酸カリウム・マグネシウム等量混合物	ビオチン バントテン酸ナトリウム	パンテノール バントテン酸ナトリウム
合エキスの場 三gの場合	合エキスの場 一〇gの場合	粉末の場合 一・五g	合エキスの場 二〇〇mg	九〇〇mg	一〇〇〇mg	三〇〇〇mg	三〇〇〇mg	二〇〇〇mg	一〇〇〇mg	六〇〇mg	一〇〇〇mg	四〇〇mg	三〇〇mg
g合エキスの六場	粉〇・三g	合エキスの場 一・六g	合エキスの場 二〇mg	一八〇mg	二〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	五mg	六〇mg	三〇mg	一〇〇mg	八〇mg	五mg

別表第十五

I A項	区分	有効成分名	一日最大分量(g)
ウソクコツ グリシン ケイ酸アルミニウム 合成ヒドロタルサイト 酸化マグネシウム ジヒドロキシアルミニウムアミノアセタート 水酸化アルミニマグネシウム			三・〇 一〇・〇 六・〇 四・〇 三・〇 一・〇 一・〇
			一〇・〇 一・〇 一・〇 一・〇 一・〇 一・〇 一・〇
			一〇・〇 一・〇 一・〇 一・〇 一・〇 一・〇 一・〇

(注) 括弧内の量は、一回最大分量又は一回最小分量である。

1 工キスの場合の量は、原生葉に換算した量である。

2 Iに掲げる有効成分の一回最大分量及び一日最小分量は、ビタミンAに換算した量である。

3 IIに掲げる有効成分の一回最大分量及び一日最小分量は、ビタミンDに換算した量である。

4 IIに掲げる有効成分の一回最大分量及び一日最小分量は、ビタミンEに換算した量である。

5 トコフェロールコハク酸エステルカルシウムの一回最大分量及び一日最小分量、一日最大分量、一日最小分量、一日最大分量及び一日最小分量は、コハク酸D-α-トコフェロールに換算した量である。

6 チアミンジスルファイト硝化物の一回最大分量、一日最小分量、一日最大分量、一日最小分量、一日最大分量及び一日最小分量は、チアミンジスルファイトに換算した量である。

7 チアミンジセチル硫酸エステル塩の一回最大分量、一日最小分量、一日最大分量及び一日最小分量は、チアミン硝化物又はチアミン塩化物塩酸塩に換算した量である。

8 セトチアミン塩酸塩水和物、ビスベンチアミン及びベンフオチアミンの一回最大分量及び一日最小分量は、チアミン塩化物塩酸塩に換算した量である。

9 フルスルチアミン塩酸塩の一回最大分量及び一日最小分量は、フルスルチアミンに換算した量である。

10 フラビンアデニジヌクレオチドに換算した量である。

11 リボフラビンリノ酸エステルナトリウムの一回最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換算した量である。

12 塩酸ヒドロキソコバラミン及びヒドロキソコバラミン酢酸塩の一回最大分量及び一日最小分量は、ヒドロキソコバラミンに換算した量である。

13 アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一回最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。

14 XのV項に掲げる有効成分の一回最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。

項A D	項A C	トウキ
	ボウイ	



M 項			V	IV	III	H 項	G 項	F 項	E 項	D 項
L 項	K 項	J 項	I 項							
次サリチル酸ビスマス 次硝酸ビスマス 次炭酸ビスマス 次没食子酸ビスマス タンニン酸	タングベリン塩化物水和物 カルボン酸ベルベリン サリチル酸フエニル 炭酸ガアヤコール	アクリノール水和物 グアヤコール グアラニン酸ベルベリン	ゲンノシヨウコ ケツメイシ ウバイ アセンヤク アカメガシワ デヒドロコール酸	乾燥酵母 オキシコーラン酸塩類 コール酸 ウバエ アセニヤク アセンヤク アカメガシワ デヒドロコール酸	ウルソデオキシコール酸 カルニチン塩化物 ベタネコール塩化物	塩酸ベタイン グルタミン酸塩酸塩	トウガラシ サンショウ	ホミカエキス	粉末の場合 ○・○三	エキスの場合 五・〇
二・二	二・一	三・〇	一・二	一・〇	〇・六	〇・九	一・八	〇・六	粉末の場合 一・五	粉末の場合 一・五
二・二	二・一	三・〇	一・二	一・〇	〇・三	〇・九	一・〇	〇・四五	粉末の場合 三・〇	エキスの場合 三・〇
二・二	二・一	二・〇	一・一	一・〇	〇・三	〇・九	一・〇	〇・六	粉末の場合 一・〇	粉末の場合 一・〇
二・二	二・一	二・〇	一・一	一・〇	〇・三	〇・九	一・〇	〇・六	粉末の場合 一・〇	粉末の場合 一・〇

